

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

新（相殺関税に関する手続等についてのガイドライン）	新（不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン）	旧
<p>1. ガイドラインの性格</p> <p>相殺関税に関する制度の運用については、<u>国内関係法令、関税及び貿易に関する一般協定及び補助金・相殺措置協定</u>に定められているところによるが、このガイドラインは、これらを補完し、制度の円滑な運営に資するために制定するものである。なお、<u>本ガイドラインの適用に当たっては、個々の事案ごとに柔軟かつ弾力的な対応を妨げないものとする。また、各協定の適用に当たっては、国際的に確立された各協定の解釈を考慮する。</u></p>	<p>1. ガイドラインの性格</p> <p>不当廉売関税に関する制度の運用については、<u>国内関係法令、関税及び貿易に関する一般協定及びダンピング防止協定</u>に定められているところによるが、このガイドラインは、これらを補完し、制度の円滑な運営に資するために制定するものである。なお、<u>本ガイドラインの適用に当たっては、個々の事案ごとに柔軟かつ弾力的な対応を妨げないものとする。また、各協定の適用に当たっては、国際的に確立された各協定の解釈を考慮する。</u></p>	<p>1. ガイドラインの性格</p> <p>相殺関税及び不当廉売関税に関する制度の運用については、<u>関税及び貿易に関する一般協定、補助金・相殺措置協定、ダンピング防止協定及び国内関係法令</u>に定められているところによるが、このガイドラインは、これらを補完し、制度の円滑な運営に資するために制定するものである。なお、各協定の適用に当たっては、国際的に確立された各協定の解釈を考慮する。</p>
<p>2. 定義</p> <p>このガイドラインにおいて、「<u>法</u>」、「<u>政令</u>」又は「<u>補助金・相殺措置協定</u>」とは、それぞれ「<u>関税定率法（明治43年法律第54号）</u>」、「<u>相殺関税に関する政令（平成6年政令第415号）</u>」又は「<u>補助金及び相殺措置に関する協定</u>」をいう。</p>	<p>2. 定義</p> <p>このガイドラインにおいて、「<u>法</u>」、「<u>政令</u>」又は「<u>ダンピング防止協定</u>」とは、それぞれ「<u>関税定率法（明治43年法律第54号）</u>」、「<u>不当廉売関税に関する政令（平成6年政令第416号）</u>」又は「<u>1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定</u>」をいう。</p>	<p>2. 定義</p> <p>このガイドラインにおいて、「<u>補助金・相殺措置協定</u>」、「<u>ダンピング防止協定</u>」、「<u>法</u>」、「<u>不当廉売関税政令</u>」又は「<u>相殺関税政令</u>」とは、それぞれ「<u>補助金及び相殺措置に関する協定</u>」、「<u>1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定</u>」、「<u>関税定率法（明治43年法律第54号）</u>」、「<u>不当廉売関税に関する政令（平成6年政令第416号）</u>」又は「<u>相殺関税に関する政令（平成6年政令第415号）</u>」をいう。</p>
	<p>3. <u>同種の貨物（法第8条第1項、政令第2条第1項、第4条第1項）</u></p> <p><u>本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の調査に係る法第8条第1項に規定する不当廉売された貨物と同種の貨物の認定に当たっては、本邦において生産される貨物を対象とする。また、正常価格（同項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）の算出に係る同項に規定する輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物（その他これに準ずるものとして政令第2条第1項で規定する場合を含む。）の認定に当たっては、供給国において生産又は輸出される貨物を対象とする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>3. <u>本邦の産業</u></p> <p>(1) 相当の割合（<u>政令第2条第1項</u>）</p> <p><u>政令第2条第1項に規定する相当の割合は、概ね50%とする。</u></p>	<p>4. <u>本邦の産業</u></p> <p>(1) 相当の割合（<u>政令第4条第1項</u>）</p> <p><u>政令第4条第1項に規定する相当の割合は、概ね50%とする。</u></p>	<p>5. <u>本邦の産業</u></p> <p>(1) 相当の割合（<u>相殺関税政令第2条第1項、不当廉売関税政令第4条第1項</u>）</p> <p><u>相殺関税政令第2条第1項又は不当廉売関税政令第4条第1項に規定する「相当の割合」は、50%とする。</u></p>
<p>(2) 本邦の生産者から除外される生産者（<u>政令第2条第1項、第2項</u>）</p> <p><u>政令第2条第2項の規定により同条第1項の本邦の生産者には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高は、当該貨物の本邦における総生産高の計算に当たっては、これを含める。</u></p>	<p>(2) 本邦の生産者から除外される生産者（<u>政令第4条第1項、第2項</u>）</p> <p><u>政令第4条第2項の規定により同条第1項の本邦の生産者には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高は、当該貨物の本邦における総生産高の計算に当たっては、これを含める。</u></p>	<p>(2) 本邦の生産者から除外される生産者（<u>相殺関税政令第2条第1項、第2項、不当廉売関税政令第4条第1項、第2項</u>）</p> <p><u>相殺関税政令第2条第2項の規定により同条第1項の本邦の生産者には含まないものとされ、又は不当廉売関税政令第4条第2項の規定により同条第1項の本邦の生産者には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高は、当該貨物の本邦における総生産高の計算に当たっては、これを含める。</u></p>
<p>(3) <u>支配関係（政令第2条第2項ただし書）</u></p> <p><u>政令第2条第2項ただし書各号に規定する支配とは、我が国の会計原則に基づく次のいずれかに該当する場合をいう。</u></p> <p>一 （変更なし）</p> <p>二 他の会社等の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有し</p>	<p>(3) <u>支配関係（政令第4条第2項ただし書）</u></p> <p><u>政令第4条第2項ただし書各号に規定する支配とは、我が国の会計原則に基づく次のいずれかに該当する場合をいう。</u></p> <p>一 （変更なし）</p> <p>二 他の会社等の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有し</p>	<p>(3) <u>支配関係（相殺関税政令第2条第2項、不当廉売関税政令第4条第2項）</u></p> <p><u>相殺関税政令第2条第2項ただし書各号又は不当廉売関税政令第4条第2項ただし書各号に規定する「支配」とは、我が国の会計原則に基づく次のいずれかに該当する場合をいう。</u></p> <p>一 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合</p> <p>二 他の会社等の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有し</p>

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

<p>ている場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合</p> <p>① 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。</p> <p>② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。</p> <p>③ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。</p> <p>④ 他の会社等の資金調達額の総額の過半について融資を行っていること。</p> <p>⑤ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。</p> <p>三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている場合であって、かつ、<u>3（3）</u>二の②から⑤までのいずれかの要件に該当する場合</p>	<p>ている場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合</p> <p>① 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。</p> <p>② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。</p> <p>③ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。</p> <p>④ 他の会社等の資金調達額の総額の過半について融資を行っていること。</p> <p>⑤ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。</p> <p>三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている場合であって、かつ、<u>4（3）</u>二の②から⑤までのいずれかの要件に該当する場合</p>	<p>ている場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合</p> <p>① 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること</p> <p>② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること</p> <p>③ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること</p> <p>④ 他の会社等の資金調達額の総額の過半について融資を行っていること</p> <p>⑤ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること</p> <p>三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている場合であって、かつ、<u>上記二の②から⑤</u>までのいずれかの要件に該当する場合</p>
<p>（4）当該輸入貨物の供給者又は輸入者と関係を有する生産者又は自ら輸入を行った生産者の例外（<u>政令第2条第2項ただし書</u>）</p> <p>一 <u>政令第2条第2項ただし書</u>に規定する他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないか否かの判断に当たっては、次に掲げる事項を考慮して行う。</p> <p>① （変更なし）</p> <p>② <u>法第7条第5項、第18項又は第23項の規定による課税の求め等</u>に対する支持の状況</p> <p>③ （変更なし）</p> <p>二 <u>政令第2条第2項ただし書</u>に規定する主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であるか否かの判断に当たっては、次に掲げる事項を考慮して行う。</p> <p>① （変更なし）</p> <p>② <u>法第7条第5項、第18項又は第23項の規定による課税の求め等</u>に対する支持の状況</p> <p>③ （変更なし）</p>	<p>（4）当該輸入貨物の供給者又は輸入者と関係を有する生産者又は自ら輸入を行った生産者の例外（<u>政令第4条第2項ただし書</u>）</p> <p>一 <u>政令第4条第2項ただし書</u>に規定する他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないか否かの判断に当たっては、次に掲げる事項を考慮して行う。</p> <p>① （変更なし）</p> <p>② <u>法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による課税の求め等</u>に対する支持の状況</p> <p>③ （変更なし）</p> <p>二 <u>政令第4条第2項ただし書</u>に規定する主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であるか否かの判断に当たっては、次に掲げる事項を考慮して行う。</p> <p>① （変更なし）</p> <p>② <u>法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による課税の求め等</u>に対する支持の状況</p> <p>③ （変更なし）</p>	<p>（4）当該輸入貨物の供給者又は輸入者と関係を有する生産者又は自ら輸入を行った生産者の例外（<u>相殺関税政令第2条第2項ただし書、不当廉売関税政令第4条第2項ただし書</u>）</p> <p>一 <u>相殺関税政令第2条第2項ただし書又は不当廉売関税政令第4条第2項ただし書</u>に規定する他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないか否かの判断に当たっては、次に掲げる事項を考慮して行う。</p> <p>① 取引量、用途その他の当該貨物に係る支配関係にある者との取引の実態</p> <p>② <u>法第7条第5項、第18項若しくは第23項又は法第8条第4項、第21項若しくは第26項の規定による申請に対する支持の状況</u></p> <p>③ その他直接又は間接の支配関係が他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないと認められる特別の事情</p> <p>二 <u>相殺関税政令第2条第2項ただし書又は不当廉売関税政令第4条第2項ただし書</u>に規定する主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であるか否かの判断に当たっては、次に掲げる事項を考慮して行う。</p> <p>① 輸入先、輸入量、輸入の目的その他の当該貨物に係る輸入の実態</p> <p>② <u>法第7条第5項、第18項若しくは第23項又は法第8条第4項、第21項若しくは第26項の規定による申請に対する支持の状況</u></p> <p>③ その他主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産である</p>

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

		と認められる特別の事情
<p>4. 課税の求め等</p> <p>(1) 証拠の提出先等（<u>政令第2条第2項ただし書、第4条第1項から第7項まで、第9項後段、第7条第1項、第2項、第8条第2項、第9条第1項、第2項、第10条第1項、第2項、第11条第1項</u>）</p> <p>政令第2条第2項ただし書に規定する証拠、<u>政令第4条第1項から第7項まで若しくは第9項後段に規定する書面若しくは証拠、政令第7条第1項若しくは第2項に規定する証拠、証言若しくは書面、政令第8条第2項に規定する書面、政令第9条第1項若しくは第2項に規定する意見の表明、政令第10条第1項若しくは第2項に規定する情報又は政令第11条第1項に規定する書面の提出先又は申出先は、財務省関税局関税課とし、名宛人は、財務大臣とする。提出に際して電磁的記録媒体を提出する場合には、書面による提出部数は最低1部とし、当該媒体を提出しない場合には、書面による提出部数は最低4部とする。</u></p>	<p>5. 課税の求め等</p> <p>(1) 証拠の提出先等（<u>政令第4条第2項ただし書、第7条第1項から第7項まで、第9項後段、第10条第1項、第2項、第10条の2第1項、第2項、第11条第2項、第12条第1項、第3項、第12条の2第1項、第2項、第13条第1項、第2項、第14条第1項、第17条第2項</u>）</p> <p>政令第4条第2項ただし書に規定する証拠、<u>政令第7条第1項から第7項まで若しくは第9項後段に規定する書面若しくは証拠、政令第10条第1項若しくは第2項に規定する証拠、証言若しくは書面、政令第10条の2第1項若しくは第2項に規定する証拠、証言若しくは書面、政令第11条第2項に規定する書面、政令第12条第1項若しくは第3項に規定する書面、政令第12条の2第1項若しくは第2項に規定する意見の表明、政令第13条第1項若しくは第2項に規定する情報、政令第14条第1項に規定する書面又は政令第17条第2項に規定する書面の提出先又は申出先は、財務省関税局関税課とし、名宛人は、財務大臣とする。提出に際して電磁的記録媒体を提出する場合には、書面による提出部数は最低1部とし、当該媒体を提出しない場合には、書面による提出部数は最低4部とする。</u></p>	<p>6. 申請等</p> <p>(1) 証拠の提出先等（<u>相殺関税政令第2条第2項ただし書、第4条第1項から第7項まで、第9項後段、第7条第1項、第2項、第8条第2項、第9条第1項、第2項、第10条第1項、第2項、第11条第1項、不当廉売関税政令第4条第2項ただし書、第7条第1項から第7項まで、第9項後段、第10条第1項、第2項、第10条の2第1項、第2項、第11条第2項、第12条第1項、第3項、第13条第1項、第2項、第14条第1項、第17条第2項</u>）</p> <p>相殺関税政令第2条第2項ただし書に規定する証拠、<u>相殺関税政令第4条第1項から第7項まで及び第9項後段に規定する書面若しくは証拠、相殺関税政令第7条第1項若しくは第2項に規定する証拠、証言若しくは書面、相殺関税政令第8条第2項に規定する書面、相殺関税政令第9条第1項若しくは第2項に規定する意見の表明、相殺関税政令第10条第1項若しくは第2項に規定する情報若しくは相殺関税政令第11条第1項に規定する書面又は不当廉売関税政令第4条第2項ただし書に規定する証拠、不当廉売関税政令第7条第1項から第7項まで及び第9項後段に規定する書面若しくは証拠、不当廉売関税政令第10条第1項、第2項、第10条の2第1項又は第2項に規定する証拠、証言若しくは書面、不当廉売関税政令第11条第2項に規定する書面、不当廉売関税政令第12条第1項若しくは第3項に規定する書面、不当廉売関税政令第13条第1項若しくは第2項に規定する情報又は不当廉売関税政令第14条第1項に規定する書面若しくは不当廉売関税政令第17条第2項に規定する書面の提出先又は申出先は、財務省関税局関税課とする。提出部数は、最低10部とする。</u></p>
<p>(2) <u>十分な証拠（法第7条第5項）</u></p> <p>法第7条第5項に規定する十分な証拠とは、合理的に入手可能な情報に基づく証拠とする。ただし、関連する証拠によって裏付けられない単なる主張は、当該十分な証拠であるとみなされない。</p>	<p>(2) <u>十分な証拠（法第8条第4項）</u></p> <p>法第8条第4項に規定する十分な証拠とは、合理的に入手可能な情報に基づく証拠とする。ただし、関連する証拠によって裏付けられない単なる主張は、当該十分な証拠であるとみなされない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) <u>支持の状況（政令第4条第1項第7号、第3項第7号、第4項第7号）</u></p> <p>政令第4条第1項第7号、第3項第7号又は第4項第7号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況により、<u>法第7条第5項、第18項又は第23項の規定による求めを支持している関係生産者等（当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者の団体の場合にあつてはその直接又は間接の構成員をいう。以下同じ。）の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高から当該求めに反対しないことを明らかにしている関係生産者等（当該求めを支持している関係生産者等を含む。）の当該貨物の本邦における生産高の合計を控除した生産高を超えること又は当該求めを支持している関係労働組合の構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数から当該求めに反対しないことを明らかにしている関係労働組合（当該求めを支持している関係労働組合を含む。）の構成員の人数を控除した人数を超えることが示されない限り、法第7条第6項、第19項又は第24項</u></p>	<p>(3) <u>支持の状況（政令第7条第1項第7号、第3項第7号、第4項第7号）</u></p> <p>政令第7条第1項第7号、第3項第7号又は第4項第7号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況により、<u>法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による求めを支持している関係生産者等（当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者の団体の場合にあつてはその直接又は間接の構成員をいう。以下同じ。）の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高から当該求めに反対しないことを明らかにしている関係生産者等（当該求めを支持している関係生産者等を含む。）の当該貨物の本邦における生産高の合計を控除した生産高を超えること又は当該求めを支持している関係労働組合の構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数から当該求めに反対しないことを明らかにしている関係労働組合（当該求めを支持している関係労働組合を含む。）の構成員の人数を控除した人数を超えることが示されない限り、法第8条第5項、第22項又は第27項</u></p>	<p>(2) <u>支持の状況（相殺関税政令第4条第1項第7号、第3項第7号、第4項第7号、不当廉売関税政令第7条第1項第7号、第3項第7号、第4項第7号）</u></p> <p>相殺関税政令第4条第1項第7号、第3項第7号若しくは第4項第7号又は不当廉売関税政令第7条第1項第7号、第3項第7号若しくは第4項第7号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況により、<u>法第7条第5項、第18項若しくは第23項又は法第8条第4項、第21項若しくは第26項の規定による求めを支持している関係生産者等（当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者の団体の場合にあつてはその直接又は間接の構成員をいう。以下同じ。）の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高から当該求めに反対しないことを明らかにしている関係生産者等（当該求めを支持している関係生産者等を含む。）の当該貨物の本邦における生産高の合計を控除した生産高を超えること又は当該求めを支持している関係労働組合の構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数から当該求めに反対しないことを明らかにしている関係労働組合（当該</u></p>

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

<p>に規定する必要があると認めるときには該当しないものとする。</p>	<p>に規定する必要があると認めるときには該当しないものとする。</p>	<p>求めを支持している関係労働組合を含む。)の構成員の人数を控除した人数を超えることが示されない限り、<u>法第7条第6項、第19項若しくは第24項又は法第8条第5項、第22項若しくは第27項に規定する「必要があると認めるとき」</u>には該当しないものとする。</p>
<p>(4) <u>本邦の生産者から除外される生産者等（政令第3条第1項、第2項）</u></p> <p>政令第3条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる本邦の生産者又は同項第2号に掲げる構成員には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高又は構成員の人数は、当該貨物の本邦における総生産高又は当該貨物の本邦における生産に従事する者の総数の計算に当たっては、これを含める。</p>	<p>(4) <u>本邦の生産者から除外される生産者等（政令第5条第1項、第2項）</u></p> <p>政令第5条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる本邦の生産者又は同項第2号に掲げる構成員には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高又は構成員の人数は、当該貨物の本邦における総生産高又は当該貨物の本邦における生産に従事する者の総数の計算に当たっては、これを含める。</p>	<p>(3) <u>本邦の生産者から除外される生産者等（相殺関税政令第3条第1項、第2項、不当廉売関税政令第5条第1項、第2項）</u></p> <p><u>相殺関税政令第3条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる本邦の生産者若しくは同項第2号に掲げる構成員には含まないものとされ、又は不当廉売関税政令第5条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる本邦の生産者若しくは同項第2号に掲げる構成員には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高若しくは構成員の人数は、当該貨物の本邦における総生産高若しくは当該貨物の本邦における生産に従事する者の総数の計算に当たっては、これを含める。</u></p>
<p>(5) <u>課税の求め等の記載事項・記載要領例、証拠の提出様式例及び秘密証拠等の要約の作成例（政令第4条第1項から第6項まで、第7条第1項、第5項）</u></p> <p>一 <u>相殺関税を課すること等を求める場合には、別添1の課税の求め等の記載事項・記載要領例に従い、必要事項を記載した書面を提出することとし、その際に添付する証拠の提出様式例は別添2とする。また、秘密証拠等の要約を作成する場合の作成例は別添3とする。なお、提出する書面及びその際に添付する証拠のうち補助金額に係る事項については、6. に従うこととする。</u></p> <p>二 <u>政令第7条第1項に規定する証拠の提出様式例は別添4とする。また、秘密証拠等の要約を作成する場合の作成例は別添3とする。なお、提出する証拠のうち補助金額に係る事項については、6. に従うこととする。</u></p>	<p>(5) <u>課税の求め等の記載事項・記載要領例、証拠の提出様式例及び秘密証拠等の要約の作成例（政令第7条第1項から第6項まで、第10条第1項、第5項）</u></p> <p>一 <u>不当廉売関税を課すること等を求める場合には、別添1の課税の求め等の記載事項・記載要領例に従い、必要事項を記載した書面を提出することとし、その際に添付する証拠の提出様式例は別添2とする。また、秘密証拠等の要約を作成する場合の作成例は別添3とする。なお、提出する書面及びその際に添付する証拠のうち不当廉売差額に係る事項については、7. に従うこととする。</u></p> <p>二 <u>政令第10条第1項に規定する証拠の提出様式例は別添4とする。また、秘密証拠等の要約を作成する場合の作成例は別添3とする。なお、提出する証拠のうち不当廉売差額に係る事項については、7. に従うこととする。</u></p>	<p>(4) <u>申請書の記載事項・記載要領（相殺関税政令第4条第1項から第5項まで、第15条、不当廉売関税政令第7条第1項から第5項まで、第19条）</u></p> <p><u>別添記載事項・記載要領例参照 → 別添（略）</u></p>
<p>(6) <u>相談窓口（法第7条第5項、第13項、第18項、第23項）</u></p> <p><u>相殺関税を課すること等の求めに関する相談の担当部局は、以下の部局とする。</u></p> <p>・<u>財務省関税局関税課</u></p> <p><u>〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1</u></p> <p><u>電話番号：03-3581-4786</u></p> <p><u>FAX番号：03-5251-2173</u></p> <p><u>電子メールアドレス：anti.dumping@mof.go.jp</u></p> <p>・<u>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室</u></p> <p><u>〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1</u></p> <p><u>電話番号：03-3501-3462</u></p> <p><u>FAX番号：03-3501-0992</u></p> <p><u>電子メールアドレス：qqfcbk@meti.go.jp</u></p>	<p>(6) <u>相談窓口（法第8条第4項、第12項、第21項、第26項）</u></p> <p><u>不当廉売関税を課すること等の求めに関する相談の担当部局は、以下の部局とする。</u></p> <p>・<u>財務省関税局関税課</u></p> <p><u>〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1</u></p> <p><u>電話番号：03-3581-4786</u></p> <p><u>FAX番号：03-5251-2173</u></p> <p><u>電子メールアドレス：anti.dumping@mof.go.jp</u></p> <p>・<u>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室</u></p> <p><u>〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1</u></p> <p><u>電話番号：03-3501-3462</u></p> <p><u>FAX番号：03-3501-0992</u></p> <p><u>電子メールアドレス：qqfcbk@meti.go.jp</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5. <u>調査の開始等</u></p> <p>(1) <u>調査開始決定までの期間（法第7条第6項、第14項、第19項、第24項、第28項）</u></p> <p><u>法第7条第6項、第14項、第19項（同条第28項において準用する場合を</u></p>	<p>6. <u>調査の開始等</u></p> <p>(1) <u>調査開始決定までの期間（法第8条第5項、第13項、第22項、第27項、第31項）</u></p> <p><u>法第8条第5項、第13項、第22項（同条第31項において準用する場合を</u></p>	<p>8. <u>調査の開始等</u></p> <p>(1) <u>調査開始決定までの期間（法第7条第6項、第14項、第19項、第24項、第28項、法第8条第5項、第13項、第22項、第27項、第31項）</u></p> <p><u>法第7条第6項、第14項、第19項（同条第28項において準用する場合を</u></p>

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

<p>含む。)又は第24項の調査(5(2)、(5)及び(6)、10.並びに11(1)一を除き以下単に「調査」という。)を開始するか否かの決定は、政令第4条第1項から第5項までの規定による書面が提出された後、2ヶ月程度を目途に行う。なお、当該書面が提出された場合には、必要に応じ、補正(証拠の追加を含む。)を求めることがある。この場合には、全ての補正が完了した日から2ヶ月程度を目途に調査を開始するか否かの決定を行う。</p>	<p>含む。)又は第27項の調査(6(2)、(5)及び(6)、12.並びに14(1)一を除き以下単に「調査」という。)を開始するか否かの決定は、政令第7条第1項から第5項までの規定による書面が提出された後、2ヶ月程度を目途に行う。なお、当該書面が提出された場合には、必要に応じ、補正(証拠の追加を含む。)を求めることがある。この場合には、全ての補正が完了した日から2ヶ月程度を目途に調査を開始するか否かの決定を行う。</p>	<p>含む。)若しくは第24項の調査又は法第8条第5項、第13項、第22項(同条第31項において準用する場合を含む。)若しくは第27項の調査(下記15.を除き以下単に「調査」という。)を開始するか否かの決定は、相殺関税政令第4条第1項から第5項までの規定又は不当廉売関税政令第7条第1項から第5項までの規定による書面の受理の日から2ヶ月程度を目途に行う。</p>
<p>(2) 調査開始の検討(法第7条第6項、政令第4条第1項第5号)</p> <p>一 法第7条第5項の規定により相殺関税を課することの求めがなされた場合において、同条第6項に規定する調査を開始するか否かの検討に際しては、当該求めにおいて提出された証拠等について、特に以下の項目につき確認を行う。</p> <p>① 補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実</p> <p>イ 補助金・相殺措置協定1. 1(a)に規定するいずれかの措置により行われたかが示されていること。</p> <p>ロ 5(2)一①イに示された措置により、利益がもたらされていることが示されていること。</p> <p>ハ 5(2)一①イに示された措置に、補助金・相殺措置協定2に規定する特定性があることが示されていること。</p> <p>② 補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実</p> <p>イ 補助金の交付を受けた貨物の輸入の絶対的な増加又は本邦における生産又は消費と比較して相対的な増加が示されていること。なお、補助金の交付を受けた貨物の供給国が複数存在する場合には、当該増加が当該供給国別に示されていること。</p> <p>ロ 補助金の交付を受けた貨物の輸入により、本邦における補助金の交付を受けた貨物と同種の貨物の価格が押し下げられていること又は補助金の交付を受けた貨物の輸入がなかったとしたならば生じたであろう当該価格の上昇が妨げられていることが示されていること。</p> <p>ハ 補助金の交付を受けた貨物の輸入が本邦の産業に及ぼした影響(販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益率若しくは操業度の低下又は資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資への悪影響を含む。)が示されていること。</p> <p>二 補助金の交付を受けた貨物の輸入と本邦の産業に与える実質的な損害等との間に因果関係が確認できること。</p> <p>三 5(2)一の検討の範囲は、原則として相殺関税を課することを求める書面に記載されている事項に限る。ただし、当該書面の提出後に5(1)の補正が行われた場合には、補正された書面に基づき調査を開始するか否かを判断する。</p>	<p>(2) 調査開始の検討(法第8条第5項、政令第7条第1項第5号)</p> <p>一 法第8条第4項の規定により不当廉売関税を課することの求めがなされた場合において、同条第5項に規定する調査を開始するか否かの検討に際しては、当該求めにおいて提出された証拠等について、特に以下の項目につき確認を行う。</p> <p>① 不当廉売された貨物の輸入の事実</p> <p>イ 正常価格が検証可能な形で示されていること。</p> <p>ロ 輸出価格(法第8条第1項の規定による輸出のために販売された価格をいう。以下同じ。)が検証可能な形で示されていること。</p> <p>ハ 6(2)一①イ及びロで示された価格の比較により、輸出価格が正常価格よりも低いこと。</p> <p>② 不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実</p> <p>イ 不当廉売された貨物の輸入の絶対的な増加又は本邦における生産又は消費と比較して相対的な増加が示されていること。なお、不当廉売された貨物の供給国が複数存在する場合には、当該増加が当該供給国別に示されていること。</p> <p>ロ 不当廉売された貨物の輸入により、本邦における不当廉売された貨物と同種の貨物の価格が押し下げられていること又は不当廉売された貨物の輸入がなかったとしたならば生じたであろう当該価格の上昇が妨げられていることが示されていること。</p> <p>ハ 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼした影響(販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益率若しくは操業度の低下又は資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資への悪影響を含む。)が示されていること。</p> <p>二 不当廉売された貨物の輸入と本邦の産業に与える実質的な損害等との間に因果関係が確認できること。</p> <p>三 6(2)一の検討の範囲は、原則として不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている事項に限る。ただし、当該書面の提出後に6(1)の補正が行われた場合には、補正された書面に基づき調査を開始するか否かを判断する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) 関税・外国為替等審議会(政令第5条第1項、第13条第2項、第3項)</p>	<p>(3) 関税・外国為替等審議会(政令第8条第1項、第16条第2項、第3項)</p>	<p>(2) 関税・外国為替等審議会(相殺関税政令第5条第1項、第13条第2項、第3項、不当廉売関税政令第8条第1項、第16条第2項、第3項)</p>

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

<p>財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、<u>関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会の委員に通知するとともに、適当な時期に調査開始に至った事情を同部会に説明する。</u></p> <p>財務大臣は、<u>政令第13条第2項又は第3項の規定により通知及び告示をする場合は、その内容を関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会に報告する。</u></p>	<p>財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、<u>関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会の委員に通知するとともに、適当な時期に調査開始に至った事情を同部会に説明する。</u></p> <p>財務大臣は、<u>政令第16条第2項又は第3項の規定により通知及び告示をする場合は、その内容を関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会に報告する。</u></p>	<p>財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、<u>関税・外国為替等審議会特殊関税部会の委員に通知するとともに、適当な時期に調査開始に至った事情を同部会に説明する。</u></p> <p>財務大臣は、<u>相殺関税政令第13条第2項若しくは第3項又は不当廉売関税政令第16条第2項若しくは第3項の規定により通知及び告示をする場合は、その内容を関税・外国為替等審議会特殊関税部会に報告する。</u></p>
<p>(4) 調査担当者団 (政令第14条)</p> <p>財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、<u>法第7条第1項に規定する本邦の産業を所管する大臣及び経済産業大臣と協議の上、財務省、当該本邦の産業を所管する省及び経済産業省の関係職員からなる調査担当者団を設ける。</u></p>	<p>(4) 調査担当者団 (政令第18条)</p> <p>財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、<u>法第8条第1項に規定する本邦の産業を所管する大臣及び経済産業大臣と協議の上、財務省、当該本邦の産業を所管する省及び経済産業省の関係職員からなる調査担当者団を設ける。</u></p>	<p>(3) 調査担当者団 (相殺関税政令第14条、不当廉売関税政令第18条)</p> <p>財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、<u>法第7条第1項又は法第8条第1項に規定する本邦の産業を所管する大臣及び経済産業大臣と協議のうえ、財務省、当該本邦の産業を所管する省及び経済産業省の関係職員若干名からなる調査担当者団を設ける。</u></p>
<p>(5) 調査の標準期間 (法第7条第6項、政令第5条第1項第7号、第7条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第10条の2、第12条、第13条第1項、第2項)</p> <p>二 <u>法第7条第6項に規定する調査の開始に当たり、政令第5条第1項第7号に基づき告示する証拠の提出等の期限については、原則として、以下を目途に設定する。</u></p> <p>① <u>政令第7条第1項前段の規定による証拠の提出及び証言の期限</u> <u>調査開始から3ヶ月</u></p> <p>② <u>政令第9条第1項の規定による意見の表明及び政令第10条第1項の規定による情報の提供の期限</u> <u>調査開始から4ヶ月</u></p> <p>三 <u>法第7条第6項に規定する調査に関する手続については、原則として、以下を目途に行う。</u></p> <p>① <u>現地調査</u> <u>調査開始から6ヶ月後</u></p> <p>② <u>仮の決定</u> <u>調査開始から8ヶ月後</u></p> <p>③ <u>重要事実の開示 (政令第12条の規定による通知をいう。以下同じ。)</u> <u>調査開始から10ヶ月後</u></p> <p>④ <u>最終決定</u> <u>調査開始から1年後</u></p> <p>三 <u>法第7条第6項に規定する調査の開始後において、当該調査に係る貨物の供給者等、政令第5条第1項の規定により告示した事項を変更することが適当であると認められる場合には、原則として当該告示の改正により対応することとする。その際、利害関係者 (政令第7条第1項に規定する利害関係者をいう。</u></p>	<p>(5) 調査の標準期間 (法第8条第5項、政令第8条第1項第7号、第10条第1項、第10条の2第1項、第12条第1項、第12条の2第1項、第13条第1項、第13条の2、第15条、第16条第1項、第2項)</p> <p>二 <u>法第8条第5項に規定する調査の開始に当たり、政令第8条第1項第7号に基づき告示する証拠の提出等の期限については、原則として、以下を目途に設定する。</u></p> <p>① <u>政令第10条第1項前段及び第10条の2第1項前段の規定による証拠の提出及び証言の期限</u> <u>調査開始から3ヶ月</u></p> <p>② <u>政令第12条第1項の規定による対質の申出、政令第12条の2第1項の規定による意見の表明及び政令第13条第1項の規定による情報の提供の期限</u> <u>調査開始から4ヶ月</u></p> <p>三 <u>法第8条第5項に規定する調査に関する手続については、原則として、以下を目途に行う。</u></p> <p>① <u>対質</u> <u>調査開始から5ヶ月後</u></p> <p>② <u>現地調査</u> <u>調査開始から6ヶ月後</u></p> <p>③ <u>仮の決定</u> <u>調査開始から8ヶ月後</u></p> <p>④ <u>重要事実の開示 (政令第15条の規定による通知をいう。以下同じ。)</u> <u>調査開始から10ヶ月後</u></p> <p>⑤ <u>最終決定</u> <u>調査開始から1年後</u></p> <p>三 <u>法第8条第5項に規定する調査の開始後において、当該調査に係る貨物の供給者等、政令第8条第1項の規定により告示した事項を変更することが適当であると認められる場合には、原則として当該告示の改正により対応することとする。その際、利害関係者 (政令第10条第1項に規定する利害関係者をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

<p>以下同じ。)及び産業上の使用者等(政令第10条第1項に規定する当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体をいう。以下同じ。)のうち変更された事項に係る者に対し、調査開始の時点で利害関係者及び産業上の使用者等に対して与えられた証拠の提出等の権利(政令第5条第1項第7号により告示したそれぞれの期限までに提出できる権利をいう。)と同等の権利を与える。</p> <p>四 財務大臣は、重要事実の開示の際、併せて最終決定までの目途を通知する。</p>	<p>以下同じ。)及び産業上の使用者等(政令第13条第1項に規定する当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体をいう。以下同じ。)のうち変更された事項に係る者に対し、調査開始の時点で利害関係者及び産業上の使用者等に対して与えられた証拠の提出等の権利(政令第8条第1項第7号により告示したそれぞれの期限までに提出できる権利をいう。)と同等の権利を与える。</p> <p>四 財務大臣は、重要事実の開示の際、併せて最終決定までの目途を通知する。</p>	
<p>(6) 調査の対象となる期間(法第7条第6項、政令第5条第1項第5号)</p> <p>法第7条第6項に規定する調査の開始に当たり、政令第5条第1項第5号に基づき告示する調査の対象となる期間は、原則として、以下のとおりとする。</p> <p>一 補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実 1年間</p> <p>二 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実 3年間</p> <p>三 5(6)一の期間は、二に含まれるものとする。</p>	<p>(6) 調査の対象となる期間(法第8条第5項、政令第8条第1項第5号)</p> <p>法第8条第5項に規定する調査の開始に当たり、政令第8条第1項第5号に基づき告示する調査の対象となる期間は、原則として、以下のとおりとする。</p> <p>一 不当廉売された貨物の輸入の事実 1年間</p> <p>二 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実 3年間</p> <p>三 6(6)一の期間は、二に含まれるものとする。</p>	(新設)
<p>(7) 調査の取りやめ(政令第13条第3項)</p> <p>政令第13条第3項に規定する調査を取りやめることの決定は、以下の場合に行われる。なお、5(7)一においては、6.の規定に留意して算出を行う。</p> <p>一 法第7条第6項に規定する調査の過程において、当該調査に係る貨物の価格に占める補助金額の割合が1%未満であることが明らかとなった場合</p> <p>二 法第7条第5項、第13項、第18項、第23項又は第28項において準用する第18項の規定による課税の求め等に基づき調査が開始された場合において、当該課税の求め等が取り下げられたことによって、調査の継続の必要性がないと認められる場合</p> <p>三 調査の手続の進行を正当とするための証拠が十分でないと認められる場合、その他の調査を取りやめることが妥当であると認められる場合</p>	<p>(7) 調査の取りやめ(政令第16条第3項)</p> <p>政令第16条第3項に規定する調査を取りやめることの決定は、以下の場合に行われる。なお、6(7)一においては、7.の規定に留意して算出を行う。</p> <p>一 法第8条第5項に規定する調査の過程において、当該調査に係る貨物の輸出価格に占める不当廉売差額の割合が2%未満であることが明らかとなった場合</p> <p>二 法第8条第5項に規定する調査の過程において、特定の供給国からの不当廉売された貨物の輸入量が当該貨物の全輸入量の3%未満であることが明らかとなった場合(不当廉売された貨物の輸入量が単独では当該貨物の全輸入量の3%未満である特定の供給国からの輸入量を合計した場合に、当該貨物の全輸入量の7%を超える場合は除く。)</p> <p>三 法第8条第4項、第12項、第21項、第26項又は第31項において準用する第21項の規定による課税の求め等に基づき調査が開始された場合において、当該課税の求め等が取り下げられたことによって、調査の継続の必要性がないと認められる場合</p> <p>四 調査の手続の進行を正当とするための証拠が十分でないと認められる場合、その他の調査を取りやめることが妥当であると認められる場合</p>	(新設)
<p>6. 補助金額の算出</p> <p>(1) 算出における原則(法第7条第1項)</p> <p>原則として、以下の事項に従って補助金額の算出を行う。</p> <p>一 換算通貨は現地通貨を用いる。</p> <p>二 調査の対象となる期間に販売されたものを対象とする。</p> <p>なお、販売の日とは、通常、実質的な販売条件が定められる日であるが、販売の日を定める際には、個々の事案ごとに判断することとする。</p>	<p>7. 不当廉売差額の算出</p> <p>(1) 算出における原則(法第8条第1項)</p> <p>原則として、以下の事項に従って不当廉売差額の算出を行う。</p> <p>一 個々の取引の加重平均により算出された正常価格と比較可能な全ての輸出取引の加重平均により算出される輸出価格との比較を行う。</p> <p>二 換算通貨は現地通貨を用いる。</p> <p>三 調査の対象となる期間に販売されたものを対象とする。なお、販売の日とは、通常、実質的な販売条件が定められる日であるが、販売の日を定める際には、個々の事案ごとに判断することとする。</p> <p>四 正常価格と輸出価格との比較は、工場渡しの段階で行う。</p> <p>五 通常の商取引に該当しないと認められる取引については、価格比較の検討か</p>	(新設)

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

	<p>ら除外する。例えば、以下の取引は、通常の商取引に該当しないものと考えられる。</p> <p>① 少額又は少量の取引 ② 試験用サンプル輸入 ③ 見本のための無償取引</p>	
<p>(2) 算出方法の基本的考え方 (補助金・相殺措置協定 14)</p> <p>代表的な補助金額の算出方法に関する基本的な考え方は以下のとおりとし、補助金の受領者の観点から算出を行うこととする。ただし、各補助金額の算出方法については、個別の調査において、その性質・条件等を十分に踏まえ、適切な決定を行うこととする。</p> <p>一～二 (変更なし)</p> <p>三 出資</p> <p>① 補助金額</p> <p>イ 当該輸出国政府による出資が、当該国内の民間投資者の出資に関する通常の慣行(危険資本の提供に関するものを含む。)と適合しない状況(同様の出資条件では通常の民間投資者は出資しないと考えられるなど。)で行われる場合には、利益をもたらすものとみなす。その場合の出資による補助金額は、当該輸出国政府及び民間投資者による同様の出資条件のもとでのそれぞれの出資額の差額とする。</p> <p>ロ 当該輸出国政府による出資と比較できる民間投資者による適当な出資が存在しない場合、当該輸出国政府による出資額と企業が発行した株式の価値の評価額との差額等を検討の上で適当な補助金額を決定する。</p> <p>② 補助金の受領時期 (変更なし)</p> <p>四 貸付け</p> <p>① 補助金額</p> <p>イ 当該輸出国政府による貸付けを受けている企業が当該貸付けに対して支払う額と当該企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差が存在する場合には、利益をもたらすものとみなす。その場合の貸付けによる補助金額は、当該輸出国政府による貸付け及び当該商業的貸付けそれぞれに対して支払う額の差額とする。</p> <p>ロ (変更なし)</p> <p>② 補助金の受領時期 (変更なし)</p> <p>五 債務保証</p> <p>① 補助金額</p> <p>当該輸出国政府による債務保証を受けている企業が当該保証を受けている貸付けに対して支払う額と当該企業が政府による保証なしに同等な商業的貸</p>	<p>(削除)</p>	<p>13. 相殺関税の対象となる補助金額の算定方法 (補助金・相殺措置協定 14)</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>代表的な補助金額の算定方法に関する基本的な考え方は以下のとおりとする。ただし、各補助金の算定方法については、個別の調査において、その性質・条件等を十分に踏まえ、適切な決定を行うこととする。</p> <p>二 贈与 (省略)</p> <p>三 債務免除 (省略)</p> <p>三 出資</p> <p>① 補助金額</p> <p>イ 当該輸出国政府による出資が、当該国内の民間投資者の出資に関する通常の慣行(危険資本の提供に関するものを含む。)と適合しない状況(同様の出資条件では通常の民間投資者は出資しないと考えられるなど。)で行われる場合には、利益をもたらすものと見なす。その場合の出資による補助金額は、当該輸出国政府及び民間投資者による同様の出資条件のもとでのそれぞれの出資額の差額とする。</p> <p>ロ 当該輸出国政府による出資と比較できる民間投資者による適当な出資が存在しない場合、当該出資により当該政府が合理的な投資収益を合理的な期間内に回収できる状況であったか等を検討の上で適当な補助金額を決定する。</p> <p>② 補助金の受領時期 (省略)</p> <p>四 貸付け</p> <p>① 補助金額</p> <p>イ 当該輸出国政府による貸付けを受けている企業が当該貸付けに対して支払う額と当該企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差が存在する場合には、利益をもたらすものと見なす。その場合の貸付けによる補助金額は、当該輸出国政府による貸付け及び当該商業的貸付けそれぞれに対して支払う額の差額とする。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>② 補助金の受領時期 (省略)</p> <p>五 債務保証</p> <p>① 補助金額</p> <p>当該輸出国政府による債務保証を受けている企業が当該保証を受けている貸付けに対して支払う額と当該企業が政府による保証なしに同等な商業的貸</p>

付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差が存在する場合には、利益をもたらすものとみなす。その場合の債務保証による補助金額は、当該輸出国政府による保証を受けている貸付け及び当該商業的貸付けそれぞれに対して支払う額の差額とする。

② 補助金の受領時期 (変更なし)

六 物品・役務の提供又は物品の購入

① 補助金額

イ 当該輸出国政府による当該提供が妥当な対価よりも少ない額の対価で行われ、又は当該購入について妥当な対価よりも多い額の対価が支払われる場合には、利益をもたらすものとみなす。その場合の物品・役務の提供又は物品の購入による補助金額は、それぞれの額の差額とする。

ロ (変更なし)

② 補助金の受領時期 (変更なし)

七 債務の出資転換

① 補助金額

イ 当該輸出国政府による債務の出資転換が、当該国内の民間投資者の出資又は出資転換に関する通常の慣行と適合しない状況(同様の条件では通常の民間投資者は出資又は出資転換しないと考えられるなど。)で行われる場合には、利益をもたらすものとみなす。その場合の債務の出資転換による補助金額は、当該輸出国政府により出資転換された債務の額と民間投資者による同様の条件のもとでの出資額又は出資転換額との差額とする。

ロ 当該輸出国政府による債務の出資転換と比較できる民間投資者による適当な出資又は出資転換が存在しない場合、当該輸出国政府によって出資転換された債務の額と当該企業が発行した株式の価値の評価額との差額等を検討の上で妥当な補助金額を決定する。

② 補助金の受領時期

債務の出資転換の場合には、当該企業が債務の出資転換を受けた時点で補助金が受領されたものとする。

八 債務の弁済期延長

① 補助金額

イ 当該輸出国政府による債務の弁済期延長を受けている企業が、当該弁済期延長を受けている貸付けに対して支払う額と当該企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差が存在する場合には、利益をもたらすものとみなす。その場合の債務の弁済期延長による補助金額は、当該輸出国政府による弁済期延長を受けている貸付け及び当該商業的貸付けそれぞれに対して支払う額の差額とする。

ロ 当該輸出国政府による弁済期延長を受けている貸付けと比較できる当該企業への商業的貸付けが存在しない場合、比較のために適切と考えられる当該国内で行われている商業的貸付け等を検討の上で妥当な補助金額を決

付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差が存在する場合には、利益をもたらすものと見なす。その場合の債務保証による補助金額は、当該輸出国政府による保証を受けている貸付け及び当該商業的貸付けそれぞれに対して支払う額の差額とする。

② 補助金の受領時期 (省略)

六 物品・役務の提供又は物品の購入

① 補助金額

イ 当該輸出国政府による当該提供が妥当な対価よりも少ない額の対価で行われ、又は当該購入について妥当な対価よりも多い額の対価が支払われる場合には、利益をもたらすものと見なす。その場合の物品・役務の提供又は物品の購入による補助金額は、それぞれの額の差額とする。

ロ (省略)

② 補助金の受領時期 (省略)

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

<p>定する。</p> <p>② 補助金の受領時期</p> <p>債務の弁済期延長の場合には、当該企業が当該輸出国政府による債務の弁済期延長を受けなかったとしたならば、同等の商業的貸付けに関する支払いを行わなければならなかったと推定される時点で補助金が受領されたものとする。</p>		
<p>(3) 算出にともなう調整 (補助金・相殺措置協定 14)</p> <p>補助金額の算出を行う際には、以下の調整を行う。</p> <p>一～二 (変更なし)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(2) 補助金額算定にともなう調整</p> <p>補助金額の算定を行う際には、以下の調整を行う。</p> <p>二 経費の控除</p> <p>補助金の申請に要する経費、補助金を相殺するための輸出税等は、補助金額から控除される。</p> <p>二 補助金額の配分</p> <p>① 補助金の交付を受けた年を起算年として、複数年にわたり当該補助金による利益が継続していると考えられる場合には、<u>妥当な期間に当該補助金額を配分することとする。</u>この場合には、当該利益から生じる利息を加算する。</p> <p>② 当該配分の必要性については、各補助金の性質・条件等を検討の上、個別に決定される。</p>
	<p>(2) 関連企業間の取引 (法第8条第1項、第36項、政令第2条、第3条、関税定率法施行令第1条の8)</p> <p>関連企業間の取引に該当するか否かの判断に当たっては、<u>関税定率法施行令第1条の8 (特殊関係の範囲) の規定を参考としつつ、次に掲げる事項を考慮して行う。</u></p> <p>一 一方が他方の議決権に係る株式の5%以上を保有している場合</p> <p>二 両者の議決権に係る株式のそれぞれ5%以上が同一の第三者によって保有されている場合</p> <p>三 その他取引を行った企業間に<u>関連があると認められる場合</u></p>	<p>(新設)</p>
	<p>(3) 輸出価格 (法第8条第1項、第36項、政令第3条)</p> <p>輸出価格の算出に当たっては、7(2)に規定する<u>関連企業間の取引を法第8条第36項に規定する輸出者と連合している輸入者による輸入とみなすことができ、当該輸入とみなした場合には、同項及び政令第3条の規定により算出を行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
	<p>(4) 正常価格 (法第8条第1項、政令第2条)</p> <p>一 正常価格の算出に当たっては、<u>原則として関連企業間の取引を除外する。ただし、法第8条第1項に規定する輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格 (その他これに準ずるものとして政令第2条第1項第1号で規定する場合を含む。)</u>に基づいて正常価格を算出する場合には、<u>当該取引が関連企業間の取引を除く取引から算出される正常価格の98%以上102%以下の価格で行われる取引については、正常価格の算出に含めることができる。</u></p> <p>二 正常価格の算出に当たり、<u>政令第2条第3号に規定する価格、又は同条第4</u></p>	<p>(新設)</p>

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

	<p>号に規定する価格のうち不当廉売された貨物の原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における当該貨物と同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格以外の価格を用いる場合には、単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（コスト割れ価格）による販売を除くことができる。</p>	
<p>(4) 相殺関税率の算出（法第7条第1項） <u>法第7条第1項に規定する相殺関税を従価税により課する場合には、調査に係る貨物の補助金額を、当該調査の対象となる期間中に輸入された当該貨物のCIF価格（本邦までの運賃及び保険料を加えた取引価格）で割ることにより算出する。</u></p>	<p>(5) 不当廉売関税率の算出（法第8条第1項） <u>法第8条第1項に規定する不当廉売関税を従価税により課する場合には、調査に係る貨物の不当廉売差額を、当該調査の対象となる期間中に輸入された当該貨物のCIF価格（本邦までの運賃及び保険料を加えた取引価格）で割ることにより算出する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(削除)</p>	<p>(6) 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（政令第2条第3項、第10条の2第1項から第4項まで） 二 政令第2条第3項の規定において中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。 ① 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該輸入貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。7（6）一④において同じ。）の重大な介入がない事実 ② （変更なし） ③ （変更なし） ④ （変更なし） ⑤ その他特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実について財務大臣が適当と認めるものであって、調査開始時に生産者に通知するもの 三 中華人民共和国が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書第15節（d）の規定並びにベトナムが世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書2並びに作業部会報告書255（d）及び527の規定により、政令第2条第3項及び第10条の2の規定のうち、中華人民共和国を原産地とする特定貨物に関するものは平成28年12月10日まで、ベトナムを原産地とする特定貨物に関するものは平成30年12月31日までの間に限り適用できるものことに留意する。</p>	<p>3. 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（不当廉売関税政令第2条第3項、第10条の2第1項、第2項、第3項、第4項） (1) 不当廉売関税政令第2条第3項の規定において中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」には、以下の事実が含まれるものとする。 一 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該輸入貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。四において同じ。）の重大な介入がない事実 二 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実 三 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実 四 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実 五 その他「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」について財務大臣が適当と認めるものであって、調査開始時に生産者に通知するもの (2) 中華人民共和国が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書第15節(d)の規定並びにベトナムが世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書2並びに作業部会報告書255（d）及び527の規定により、不当廉売関税政令第2条第3項及び第10条の2の規定のうち、中華人民共和国を原産地とする特定貨物に関するものは平成28年12月10日まで、ベトナムを原産地とする特定貨物に関するものは平成30年12月31日までの間に限り適用できるものであることに留意する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(7) 価格の比較に及ぼす条件の差異（政令第2条第4項） <u>政令第2条第4項に規定するその他価格の比較に影響を及ぼす条件の差異とは、例えば、供給国における市場価格に影響を与えるような貨物の品質上の差異及び支払条件、品質保証、アフターサービス等の販売条件の差異並びに課税上の</u></p>	<p>4. 価格の比較に及ぼす条件の差異（不当廉売関税政令第2条第4項） <u>不当廉売関税政令第2条第4項に規定する「その他価格の比較に影響を及ぼす条件の差異」とは、例えば、供給国における市場価格に影響を与えるような貨物の品質上の差異及び支払条件、品質保証、アフターサービス等の販売条件の差異</u></p>

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

<p>7. 証拠の提出等の求め（政令第5条第1項第7号、第7条第2項、第9条第2項、第10条第2項）</p> <p>（1）財務大臣は、<u>政令第7条第2項の規定による証拠の提出、政令第9条第2項の規定による意見の表明又は政令第10条第2項の規定による情報の提供</u>（以下「<u>証拠の提出等</u>」という。）の求めに際し、利害関係者又は産業上の使用者等に質問状を送付するときは、当該質問状の回答期限を調査事案ごとに質問状に明示する。</p>	<p>8. 証拠の提出等の求め（政令第8条第1項第7号、第10条第2項、第10条の2第2項、第12条の2第2項、第13条第2項）</p> <p>（1）財務大臣は、<u>政令第10条第2項若しくは第10条の2第2項の規定による証拠の提出、政令第12条の2第2項の規定による意見の表明又は政令第13条第2項の規定による情報の提供</u>（以下「<u>証拠の提出等</u>」という。）の求めに際し、利害関係者又は産業上の使用者等に質問状を送付するときは、当該質問状の回答期限を調査事案ごとに質問状に明示する。<u>なお、質問状の標準様式は別添5とし、個別の調査においては、事案の性格に応じて必要な修正を加えたものを使用する。</u></p>	<p>並びに課税上の差異をいう。</p> <p>9. 質問状の送付（相殺関税政令第7条第1項、第2項、第9条第2項、第10条第1項、第2項、不当廉売関税政令第10条第1項、第2項、第10条の2第1項、第2項、第13条第1項、第2項）</p> <p>財務大臣は、<u>相殺関税政令第7条第2項又は不当廉売関税政令第10条第2項若しくは第10条の2第2項の規定による証拠の提出、相殺関税政令第9条第2項の規定による意見の表明又は相殺関税政令第10条第2項又は不当廉売関税政令第13条第2項の規定による情報の提供を求めるときは、速やかに、利害関係者（相殺関税政令第7条第1項又は不当廉売関税政令第10条第1項に規定する利害関係者をいう。）又は産業上の使用者若しくは当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体（相殺関税政令第10条第1項又は不当廉売関税政令第13条第1項に規定する産業上の使用者若しくは当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体をいう。）に質問状を送付し、当該質問状の回答期限を調査事案ごとに質問状に明示する。</u></p>
<p>（2）<u>証拠の提出等を求める場合には、書面による提出とともに、併せて電磁的記録媒体による任意の提出を求める。</u></p>	<p>（2）<u>証拠の提出等を求める場合には、書面による提出とともに、併せて電磁的記録媒体による任意の提出を求める。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>（3）<u>証拠の提出については、調査の開始に当たり、政令第5条第1項第7号に基づき告示される証拠の提出の期限までに提出される必要があるが、それ以外に証拠の提出を認める場合には、以下の場合が考えられる。</u></p> <p>二 <u>質問状を送付する場合</u></p> <p>三 <u>仮の決定に際し、その内容に関する証拠の提出を求める場合</u></p> <p>三 <u>重要事実の開示に際し、その内容に関する証拠の提出を求める場合</u></p> <p>四 <u>現地調査において証拠の提出を求める場合</u></p> <p>五 <u>その他やむを得ない場合として証拠の提出を求める場合</u></p>	<p>（3）<u>証拠の提出については、調査の開始に当たり、政令第8条第1項第7号に基づき告示される証拠の提出の期限までに提出される必要があるが、それ以外に証拠の提出を認める場合には、以下の場合が考えられる。</u></p> <p>二 <u>質問状を送付する場合</u></p> <p>三 <u>仮の決定に際し、その内容に関する証拠の提出を求める場合</u></p> <p>三 <u>重要事実の開示に際し、その内容に関する証拠の提出を求める場合</u></p> <p>四 <u>現地調査において証拠の提出を求める場合</u></p> <p>五 <u>その他やむを得ない場合として証拠の提出を求める場合</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>8. 現地調査（補助金・相殺措置協定12.6、附属書VI）</p> <p>（1）提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手するため必要がある場合には、補助金・相殺措置協定12.6の規定に従い、輸出国における供給者又は補助金の交付を行った輸出国における政府に対し、以下のとおり現地調査を行う。</p> <p>一 調査前</p> <p>① 調査日程の調整</p> <p>イ <u>現地調査の対象者（以下「対象者」という。）に対し、現地調査の受入れの可否について確認する。</u></p> <p>ロ <u>現地調査の受入れに同意した対象者と日程を調整する。</u></p> <p>ハ <u>輸出国における政府の代表者に対し、現地調査実施の通知を行い、反対しないことを確認する。</u></p> <p>② 対象者への事前通知</p> <p>日程決定後、対象者に対し、通知文書、現地調査に係る説明文書を送付する。輸出国における供給者に対しては、詳細な調査項目をこれらの文書と併</p>	<p>9. 現地調査（ダンピング防止協定6.7、附属書I）</p> <p>（1）提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手するため必要がある場合には、ダンピング防止協定6.7の規定に従い、輸出国における供給者に対し、以下のとおり現地調査を行う。</p> <p>一 調査前</p> <p>① 調査日程の調整</p> <p>イ <u>現地調査の対象者（以下「対象者」という。）に対し、現地調査の受入れの可否について確認する。</u></p> <p>ロ <u>現地調査の受入れに同意した対象者と日程を調整する。</u></p> <p>ハ <u>輸出国における政府の代表者に対し、現地調査実施の通知を行い、反対しないことを確認する。</u></p> <p>② 対象者への事前通知</p> <p>日程決定後、対象者に対し、通知文書、現地調査に係る説明文書を送付する。輸出国における供給者に対しては、詳細な調査項目をこれらの文書と併</p>	<p>10. 現地調査（補助金・相殺措置協定12.6及び附属書VI、ダンピング防止協定6.7及び附属書I）</p> <p>（1）提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手するため必要がある場合には、<u>補助金・相殺措置協定12.6又はダンピング防止協定6.7の規定に従い、輸出国における供給者又は補助金交付を行った輸出国における政府に対し、以下のとおり現地調査を行う。</u></p> <p>一 調査前</p> <p>① 調査日程の調整</p> <p>イ <u>対象者に対し、現地調査の受入れの可否について確認する。</u></p> <p>ロ <u>現地調査の受入れに同意した対象者と日程を調整する。</u></p> <p>ハ <u>輸出国における政府の代表者に対し、現地調査実施の通知を行い、反対しないことを確認する。</u></p> <p>② 対象者への事前通知</p> <p>日程決定後、対象者に対し、通知文書、現地調査に係る説明文書を送付する。輸出国における供給者に対しては、詳細な調査項目をこれらの文書と併</p>

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

<p>せて送付するものとし、準備期間等に配慮し、現地調査の日までに相当な期間をおいて発出する。</p> <p>二 調査後</p> <p>① (変更なし)</p> <p>② 重要事実の開示において、当該調査の結果に係る企業に対し、調査結果報告書を送付する。</p> <p>③ 8(1)二②の規定にかかわらず、重要事実の開示前であっても、当該調査の結果に係る企業の求めがある場合には、調査結果報告書を開示する。</p>	<p>せて送付するものとし、準備期間等に配慮し、現地調査の日までに相当な期間をおいて発出する。</p> <p>二 調査後</p> <p>① (変更なし)</p> <p>② 重要事実の開示において、当該調査の結果に係る企業に対し、調査結果報告書を送付する。</p> <p>③ 9(1)二②の規定にかかわらず、重要事実の開示前であっても、当該調査の結果に係る企業の求めがある場合には、調査結果報告書を開示する。</p>	<p>せて送付するものとし、準備期間等を配慮し、概ね現地調査の日の17日前までに発出する。</p> <p>二 調査後</p> <p>① 調査結果報告書を作成する。</p> <p>② 重要事実の開示(相殺関税政令第12条又は不当廉売関税政令第15条の規定による通知をいう。以下、11(2)及び15(2)において同じ。)において、当該調査の結果に係る企業に対し、調査結果報告書を送付する。</p> <p>③ 上記②の規定にかかわらず、重要事実の開示前であっても、当該調査の結果に係る企業の求めがある場合には、調査結果報告書を開示する。</p>
<p>(2) 7(3)四の規定により、現地調査において証拠の提出を求める場合の対応については、次のとおりとする。</p> <p>一 証拠については書面での提出が必要であり、提示のみでは証拠の提出とみなさない。</p> <p>二 証拠については書面での提出とともに電磁的記録媒体による任意の提出を求める。</p> <p>三 現地調査当日に証拠が提出できないものは回答がなかったものとみなすこととし、現地調査時に提出した証拠の差替えは、原則として認めない。</p> <p>四 現地調査前に明らかになった事実に関連しない新規の証拠の提出は、原則として認めない。</p> <p>五 現地調査の終了時まで、対象者に対し、現地調査中に提出した証拠の目録の提出を求める。現地調査中に提出を求めた証拠については、当該目録を用い、求めた証拠が正しく提出されていることにつき確認を行う。</p> <p>六 調査の正確性を向上させる観点から、原則として、質疑応答は録音する。</p> <p>七 現地調査は、原則として日本語で行うこととし、適宜通訳を使用する。</p> <p>八 証拠が提出されない場合その他対象者の協力が十分に得られない場合には、現地調査を終了することができる。</p> <p>九 8(2)八により現地調査を終了した場合、9(2)の手続に従い、知ることができた事実(以下「ファクツ・アヴェイラブル」という。)を適用する。</p>	<p>(2) 8(3)四の規定により、現地調査において証拠の提出を求める場合の対応については、次のとおりとする。</p> <p>一 証拠については書面での提出が必要であり、提示のみでは証拠の提出とみなさない。</p> <p>二 証拠については書面での提出とともに電磁的記録媒体による任意の提出を求める。</p> <p>三 現地調査当日に証拠が提出できないものは回答がなかったものとみなすこととし、現地調査時に提出した証拠の差替えは、原則として認めない。</p> <p>四 現地調査前に明らかになった事実に関連しない新規の証拠の提出は、原則として認めない。</p> <p>五 現地調査の終了時まで、対象者に対し、現地調査中に提出した証拠の目録の提出を求める。現地調査中に提出を求めた証拠については、当該目録を用い、求めた証拠が正しく提出されていることにつき確認を行う。</p> <p>六 調査の正確性を向上させる観点から、原則として、質疑応答は録音する。</p> <p>七 現地調査は、原則として日本語で行うこととし、適宜通訳を使用する。</p> <p>八 証拠が提出されない場合その他対象者の協力が十分に得られない場合には、現地調査を終了することができる。</p> <p>九 9(2)八により現地調査を終了した場合、10(2)の手続に従い、知ることができた事実(以下「ファクツ・アヴェイラブル」という。)を適用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) 8(1)及び(2)の規定は、本邦の生産者及び輸入者に対して行う場合にも準用する。</p>	<p>(3) 9(1)及び(2)の規定は、本邦の生産者及び輸入者に対して行う場合にも準用する。</p>	<p>(2) 上記(1)の規定は、本邦の生産者及び輸入者に対して行う場合にも準用する。</p>
<p>9. ファクツ・アヴェイラブル(政令第7条第4項、補助金・相殺措置協定12.7)</p> <p>(1) ファクツ・アヴェイラブルの適用とは、政令第7条第4項に規定する手続をいうものとし、例えば、以下の場合に用いることができる。</p> <p>一 7.による証拠の提出の求めに対し、当初設定された回答の期限内に回答が行われない場合</p> <p>二 7.による証拠の提出の求めに対し、部分的な回答のみが行われ、必要な証拠の提出がされない場合</p>	<p>10. ファクツ・アヴェイラブル(政令第10条第4項、ダンピング防止協定6.8及び附属書II)</p> <p>(1) ファクツ・アヴェイラブルの適用とは、政令第10条第4項に規定する手続をいうものとし、例えば、以下の場合に用いることができる。</p> <p>一 8.による証拠の提出の求めに対し、当初設定された回答の期限内に回答が行われない場合</p> <p>二 8.による証拠の提出の求めに対し、部分的な回答のみが行われ、必要な証拠の提出がされない場合</p>	<p>11. 知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)(補助金・相殺措置協定12.7、ダンピング防止協定6.8及び附属書II)</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金・相殺措置協定12.7又はダンピング防止協定6.8の規定により、知ることができた事実(以下「ファクツ・アヴェイラブル」という。)に基づいて仮の又は最終的な決定を行うことができる。</p> <p>一 質問状への回答が行われない場合</p> <p>二 部分的な回答のみが行われ、情報が不足する場合</p>

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

<p>三 提出された<u>証拠</u>の正確性が検証できない場合</p> <p>四 <u>調査を妨害する等、正当な理由なく証拠の提出を著しく遅延させているもの</u>と認められる場合</p>	<p>三 提出された<u>証拠</u>の正確性が検証できない場合</p> <p>四 <u>調査を妨害する等、正当な理由なく証拠の提出を著しく遅延させているもの</u>と認められる場合</p>	<p>三 提出された<u>情報</u>の正確性が検証できない場合</p> <p>四 正当な理由なく<u>情報提供</u>を著しく遅延させているものと認められる場合</p> <p>五 <u>その他上記に類する状況がある場合</u></p>
<p>(2) <u>ファクツ・アヴェイラブルの適用に当たっては、次の手続に従う。なお、結果的に、調査に非協力的な利害関係者に対して、不利な結論となることがあり得る。</u></p> <p><u>また、質問状を送付する際には、質問状の回答期限を徒過した場合にファクツ・アヴェイラブルが適用される可能性があることにつき当該質問状に記載することとし、現地調査に係る説明文書を送付する際には、現地調査において提出を求めた証拠が当該調査の終了までに提出されなかった場合にファクツ・アヴェイラブルが適用される可能性があることにつき当該説明文書に記載することとする。</u></p> <p>二 <u>質問状の回答期限を徒過した場合は、原則として回答が行われなかったものとみなす。</u></p> <p>二 <u>現地調査において、現地調査前に提出された証拠の正確性を検証するための証拠の提出を求める場合、求めた証拠のうち現地調査が終了するまでに提出されないものは回答がなかったものとみなす。</u></p> <p>三 <u>仮の決定においては、仮の決定を通知する書面に、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記載する。</u></p> <p>四 <u>重要事実の開示においては、重要事実を通知する書面に、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記載する。</u></p> <p>五 <u>最終決定においては、当該決定を通知する書面に、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記載する。</u></p> <p>六 <u>利害関係者から直接的に得られた証拠がない場合であっても、ファクツ・アヴェイラブルの適用により二次的な情報を証拠として利用する際には、当該二次的な情報を十分に精査することとする。</u></p>	<p>(2) <u>ファクツ・アヴェイラブルの適用に当たっては、次の手続に従う。なお、結果的に、調査に非協力的な利害関係者に対して、不利な結論となることがあり得る。</u></p> <p><u>また、質問状を送付する際には、質問状の回答期限を徒過した場合にファクツ・アヴェイラブルが適用される可能性があることにつき当該質問状に記載することとし、現地調査に係る説明文書を送付する際には、現地調査において提出を求めた証拠が当該調査の終了までに提出されなかった場合にファクツ・アヴェイラブルが適用される可能性があることにつき当該説明文書に記載することとする。</u></p> <p>二 <u>質問状の回答期限を徒過した場合は、原則として回答が行われなかったものとみなす。</u></p> <p>二 <u>現地調査において、現地調査前に提出された証拠の正確性を検証するための証拠の提出を求める場合、求めた証拠のうち現地調査が終了するまでに提出されないものは回答がなかったものとみなす。</u></p> <p>三 <u>仮の決定においては、仮の決定を通知する書面に、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記載する。</u></p> <p>四 <u>重要事実の開示においては、重要事実を通知する書面に、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記載する。</u></p> <p>五 <u>最終決定においては、当該決定を通知する書面に、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記載する。</u></p> <p>六 <u>利害関係者から直接的に得られた証拠がない場合であっても、ファクツ・アヴェイラブルの適用により二次的な情報を証拠として利用する際には、当該二次的な情報を十分に精査することとする。</u></p>	<p>(2) <u>ファクツ・アヴェイラブルの適用に当たっては、次の手続に従う。</u></p> <p>二 <u>質問状への回答期限延長に係る要請がなされた場合には、調査を著しく遅延させるおそれがある場合を除き、可能な限り延長を認める。</u></p> <p>二 <u>質問状への回答期限を経過した場合は、ファクツ・アヴェイラブルの適用の可能性に言及しつつ回答の督促を行う。</u></p> <p>三 <u>質問状への回答が不十分な場合は、不備又は不明な点を明示し、更なる情報提供を求める。</u></p> <p>四 <u>提出された情報の一部又は全部を不採用としファクツ・アヴェイラブルを適用する場合には、当該利害関係者に対し、不採用とする理由及びファクツ・アヴェイラブルを適用する部分を通知し、かつ、適当な期限を設けて当該利害関係者に対し、意見表明の機会を与える。</u></p> <p>五 <u>提出された情報の一部が不十分な場合は、不備又は不明な点を明示し、現地調査において更なる説明を求める。</u></p> <p>六 <u>仮決定の際には、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した情報及び適用した手法を利害関係者に通知するとともに、その内容を公示し、反論の機会を与える。</u></p> <p>七 <u>重要事実の開示の際には、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した情報及び適用した手法を利害関係者に通知し、反論の機会を与える。</u></p> <p>八 <u>最終決定の際には、仮決定後の調査による変更点を利害関係者に通知するとともに、その内容を公示する。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>1.1. <u>標本抽出（サンプリング）（ダンピング防止協定 6. 10、6. 10. 1、6. 10. 2）</u></p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合には、ダンピング防止協定 6. 10の規定により、検討の対象について、関係国からの輸出量のうち合理的に調査できる範囲</p>	<p>1.2. <u>標本抽出（サンプリング）（ダンピング防止協定 6.10、6.10.1、6.10.2）</u></p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合には、ダンピング防止協定 6.10の規定により、検討の対象について、関係国からの輸出量のうち合理的に調査できる範囲を超</p>

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

	<p>を超えるものと判断し、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 原則として輸出国の生産者の数が20を超える場合 二 調査に係る貨物の品種の数が実行可能でないほど多い場合 	<p>えるものと判断し、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二 原則として輸出国の生産者の数が20を超える場合 三 調査対象貨物の品種の数が実行可能でないほど多い場合
	<p>(2) サンプリングを行う場合には、次の手続に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 知り得た全ての輸出国の供給者に対して質問状を送付し、調査への協力の有無及び取引概況等（調査の対象となる期間に係る対象貨物の日本向け及び第三国向け輸出量、輸出国における国内販売量及び生産量）について回答を求める。 二 得られた回答等に基づき、11（1）に該当する場合には、調査へ協力することを表明した供給者の中から代表的な供給者を抽出し、サンプリングの対象とする。 三 抽出された者に対して、サンプリングの対象となる旨を通知する。 四 調査へ協力することを表明した供給者のうち、抽出されなかった供給者に対しては、サンプリングの対象とならなかった旨及び抽出された供給者のデータにより事実認定を行う旨を通知する。ただし、当該者がサンプリングの対象となることを希望する旨を申し出、取引概況等について回答を行っていた場合には、原則としてサンプリングの対象に含めることとし、その旨を通知する。 五 調査へ協力することを表明しなかった供給者及び11（2）一の質問状に対する回答が得られなかった供給者については、10（2）の手続に従い、ファクツ・アヴェイラブルの適用を行う。 	<p>(2) サンプリングを行う場合には、次の手続に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 知り得た全ての輸出国の供給者に対して、調査対象期間に係る対象貨物の日本向け及び第三国向け輸出量、国内販売量及び生産量を問う質問状を送付する。 二 質問状に対する回答が得られない供給者に対しては督促を行う。 三 回答に基づき、原則として輸出国の生産者の数が20を超えていた場合には、サンプリングを行う。この場合、回答が得られていない者であっても代表的な生産者と判断される場合には、サンプリングの対象として抽出することができるものとする。 四 抽出された者に対して、サンプリングの対象となる旨通知するとともに意見表明の機会を与える。 五 回答が得られ抽出されなかった輸出国の供給者に対して、サンプリングの対象とならなかった旨通知するとともに、当該者が調査を受けたい旨申し出た場合には、原則として抽出された者と同様に個別に調査を行う。
	<p>(3) サンプリングを行う場合には、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 原則として日本への輸出量が多い生産者を順番に抽出し、抽出された者の輸出量の合計が輸出量全体の概ね50%を占めることを確保する。ただし、協力することを表明した供給者が本条件を満たさないと認められる場合には、この限りでない。 二 当該調査に係る貨物の供給国が複数存在する場合は、それぞれの国から抽出されることを確保する。 三 当該調査に係る貨物に複数の品種が存在する場合は、抽出された者の輸出する品種が全ての品種を含むことを可能な限り確保する。 	<p>(3) サンプリングを行う場合には、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二 原則として日本への輸出量が多い生産者20者程度を抽出し、抽出された者の輸出量の合計が輸出量全体の概ね50%を占めることを確保する。 三 調査対象国が複数存在する場合は、それぞれの国から抽出されることを確保する。 三 調査対象貨物に複数の品種が存在する場合は、抽出された者の輸出する品種が全ての品種を含むことを可能な限り確保する。
<p>10. 仮の決定</p> <p>(1) 仮の決定の通知等（政令第7条第2項、第9条第2項、第10条の2）</p> <p>仮の決定の通知等を行う際の対応については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 仮の決定の通知及び告示において、必要があると認める場合には、当該決定の内容に直接関係するものに限り、回答期限を定めて、政令第7条第2項の規定による証拠の提出を求める。 二 仮の決定の告示において、必要があると認める場合には、当該決定の内容に 	<p>12. 仮の決定</p> <p>(1) 仮の決定の通知等（政令第10条第2項、第10条の2第2項、第12条の2第2項、第13条の2）</p> <p>仮の決定の通知等を行う際の対応については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 仮の決定の通知及び告示において、必要があると認める場合には、当該決定の内容に直接関係するものに限り、回答期限を定めて、政令第10条第2項又は第10条の2第2項の規定による証拠の提出を求める。 二 仮の決定の告示において、必要があると認める場合には、当該決定の内容に 	<p>14. 仮決定後の対応（法第7条第10項、法第8条第9項）</p>

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

<p><u>直接関係するもの</u>に限り、回答期限を定めて、政令第9条第2項の規定による意見の表明を求める。なお、産業上の使用者等に係る意見の表明についても、利害関係者に係る意見の表明と同様、最終決定へどのように反映するかについては裁量であり、相殺関税を課することの独立した要件ではないが、本邦の産業の保護の必要性を判断する際の考慮要素の一つとする。</p> <p>三 仮の決定時には、原則として、それまでに判明した当該決定の基礎となる事実につき中間報告書を作成し、ウェブサイト公開するものとする。</p>	<p><u>直接関係するもの</u>に限り、回答期限を定めて、政令第12条の2第2項の規定による意見の表明を求める。なお、産業上の使用者等に係る意見の表明についても、利害関係者に係る意見の表明と同様、最終決定へどのように反映するかについては裁量であり、不当廉売関税を課することの独立した要件ではないが、本邦の産業の保護の必要性を判断する際の考慮要素の一つとする。</p> <p>三 仮の決定時には、原則として、それまでに判明した当該決定の基礎となる事実につき中間報告書を作成し、ウェブサイト公開するものとする。</p>	
<p>(2) 仮の決定後の対応 (法第7条第9項、第10項)</p> <p>仮の決定後の対応については、次のとおりとする。</p> <p>一 仮の決定において、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、<u>法第7条第10項の規定による措置</u> (以下「<u>暫定措置</u>」という。)をとること又は同条第9項前段に規定する約束を受諾することができる。</p> <p>二 仮の決定において、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実が推定に至らないが、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定される場合には、調査の継続を検討する。</p> <p>三 仮の決定において、補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定に至らない場合には、調査の終了を検討する。</p>	<p>(2) 仮の決定後の対応 (法第8条第8項、第9項)</p> <p>仮の決定後の対応については、次のとおりとする。</p> <p>一 仮の決定において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、<u>法第8条第9項の規定による措置</u> (以下「<u>暫定措置</u>」という。)をとること又は同条第8項前段に規定する約束を受諾することができる。</p> <p>二 仮の決定において、不当廉売された貨物の輸入の事実が推定に至らないが、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定される場合には、調査の継続を検討する。</p> <p>三 仮の決定において、不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定に至らない場合には、調査の終了を検討する。</p>	<p>仮決定後の対応については、次のとおりとする。</p> <p>一 仮決定において、<u>補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実又は不当廉売された貨物の輸入の事実</u>及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、<u>暫定措置</u>をとることができる。</p> <p>二 仮決定において、<u>補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実又は不当廉売された貨物の輸入の事実</u>が推定に至らないが、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定される場合には、調査の継続を検討する。</p> <p>三 仮決定において、<u>補助金の交付を受け又は不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実</u>が推定に至らない場合には、調査の終了を検討する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>13. <u>暫定措置がとられる貨物の輸出者</u> (政令第17条第1項第2号) 政令第17条第1項第2号に規定する相当の割合は、概ね50%とする。</p>	<p>16. <u>暫定措置がとられる貨物の輸出者</u> (不当廉売関税政令第17条第1項第2号) <u>不当廉売関税政令第17条第1項第2号に規定する「相当の割合」</u>は、概ね50%とする。</p>
<p>11. <u>約束</u> (法第7条第9項前段、第15項前段、第21項、第25項、第28項)</p> <p>(1) 約束の受諾の要件</p> <p>約束 (法第7条第9項前段 (同条第15項前段、第21項及び第25項において準用し、並びに同条第21項の規定を同条第28項において準用する場合を含む。))に規定する約束をいう。<u>11(1)及び(3)から(5)までにおいて同じ。</u>)は、<u>以下に定める事項のいずれもが規定されている申出がなされた場合に限り</u>受諾される。</p> <p>一 当該約束の有効期間は、当該約束の受諾の日から5年以内の当該約束で定める日を経過する日に満了する。ただし、<u>政令第11条第3項の規定により</u>当該約束が消滅した日又は当該約束が撤回された日、当該約束の違反があった日、<u>法第7条第28項の規定において準用する同条第19項の調査により同条第17項各号に掲げる事情の変更があると認められた場合</u> (同条第28項の規定において準用する同条第21項の規定により新たに約束が受諾される場合を除</p>	<p>14. <u>約束</u> (法第8条第8項前段、第14項前段、第24項、第28項、第31項)</p> <p>(1) 約束の受諾の要件</p> <p>約束 (法第8条第8項前段 (同条第14項前段、第24項及び第28項において準用し、並びに同条第24項の規定を同条第31項において準用する場合を含む。))に規定する約束をいう。<u>14(1)及び(3)から(5)までにおいて同じ。</u>)は、<u>以下に定める事項のいずれもが規定されている申出がなされた場合に限り</u>受諾される。</p> <p>一 当該約束の有効期間は、当該約束の受諾の日から5年以内の当該約束で定める日を経過する日に満了する。ただし、<u>政令第14条第3項の規定により</u>当該約束が消滅した日又は当該約束が撤回された日、当該約束の違反があった日、<u>法第8条第31項の規定において準用する同条第22項の調査により同条第20項各号に掲げる事情の変更があると認められた場合</u> (同条第31項の規定において準用する同条第24項の規定により新たに約束が受諾される場合を除</p>	<p>15. <u>約束</u></p> <p>(1) 約束の受諾の要件 (<u>法第7条第9項前段、第15項前段、第21項、第25項、第28項、法第8条第8項前段、第14項前段、第24項、第28項、第31項</u>)</p> <p>約束 (<u>法第7条第9項前段</u> (同条第15項前段、第21項及び第25項において準用し、並びに同条第21項の規定を同条第28項において準用する場合を含む。))又は<u>法第8条第8項前段</u> (同条第14項前段、第24項及び第28項において準用し、並びに同条第24項の規定を同条第31項において準用する場合を含む。))に規定する約束をいう。<u>本項、第3項及び第4項において同じ。</u>)は、次の各号に定める事項のいずれもが規定されている<u>ものが申出された場合に限り</u>受諾される。</p> <p>一 当該約束の有効期間は、当該約束の受諾の日から5年以内の当該約束で定める日を経過する日に満了する。ただし、<u>相殺関税政令第11条第3項又は不当廉売関税政令第14条第3項の規定により</u>当該約束が消滅した日又は当該約束が撤回された日、当該約束の違反があった日、<u>法第7条第28項の規定において準用する同条第19項若しくは法第8条第31項の規定において準用する同条第22項の調査により法第7条第17項各号に掲げる事情の変更若しくは法</u></p>

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

<p>く。)におけるこれらの調査が完了する日、その他の当該約束が効力を失った日のいずれか早い日が、当該約束の受諾の日から5年以内の当該約束で定める日を経過する日より前である場合、本約束は、当該いずれか早い日に効力を失う旨の規定。</p> <p>二 当該約束の履行に関連する情報の提供、関連資料の確認<u>その他必要と認められる事項に関する規定。なお、本規定には、少なくとも以下に掲げる事項が含まれるものとする。</u></p> <p>① <u>補助金の交付に関する情報が定期的に提出されること。</u></p> <p>② <u>調査に係る貨物の生産に関する情報が定期的に提出されること。</u></p> <p>③ <u>約束の履行を確認するために必要であると考えられるその他の情報が必要に応じて提出されること。</u></p> <p>④ <u>補助金の交付を受けた貨物の第三者による本邦への輸出及び第三国を通じた本邦への迂回輸出を最大限に防止すること。</u></p> <p>⑤ <u>提供された情報等の真実性を検討するため、現地検証の実施を無条件にかつ随時受け入れること。</u></p> <p>⑥ <u>約束を撤回しようとする場合には、事前に申し出ること。</u></p> <p>⑦ <u>補助金の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に貨物の価格を修正する旨の約束の申出がなされた場合にあっては、以下に例示する事項。</u></p> <p>イ <u>本邦の産業の損害が除去される価格が提示されること。</u></p> <p>ロ <u>調査に係る貨物の価格が変動する場合には、本邦の産業の損害が除去される形で約束価格も連動させること及び当該価格の検証可能な算出方法が併せて提示されること。</u></p> <p>ハ <u>顧客に対する便益（割引等）が与えられた場合においても、約束価格が維持されること。</u></p> <p>三 <u>調査に係る貨物の日本向け輸出についての輸出取引に関する情報が定期的に提出されること。</u></p> <p>⑧ <u>供給国の当局から補助金の本邦の産業に及ぼす影響を除去するための適当と認められる措置をとる旨の約束の申出がなされた場合にあっては、当該措置の具体的内容。</u></p> <p>三 当該約束の申出をした供給国の当局又は輸出者が当該約束の履行に関連する情報の提供又は関連資料の確認<u>その他約束の履行に際して必要と認められる事項を拒否した場合には、当該約束の違反があったものとみなされる旨の規定。</u></p> <p>四 <u>日本国政府が約束の違反がなされたか否かの判断を独自に行うことを認める旨の規定。</u></p>	<p>く。)におけるこれらの調査が完了する日、その他の当該約束が効力を失った日のいずれか早い日が、当該約束の受諾の日から5年以内の当該約束で定める日を経過する日より前である場合、本約束は、当該いずれか早い日に効力を失う旨の規定。</p> <p>二 当該約束の履行に関連する情報の提供、関連資料の確認<u>その他必要と認められる事項に関する規定。なお、本規定には、少なくとも以下に掲げる事項が含まれるものとする。</u></p> <p>① <u>調査に係る貨物の輸出国における国内販売に係る情報及び第三国向け輸出についての輸出取引に関する情報が定期的に提出されること。</u></p> <p>② <u>調査に係る貨物の生産に関する情報が定期的に提出されること。</u></p> <p>③ <u>約束の履行を確認するために必要であると考えられるその他の情報が必要に応じて提出されること。</u></p> <p>④ <u>不当廉売された貨物の第三者による本邦への不当廉売輸出及び第三国を通じた本邦への迂回輸出を最大限に防止すること。</u></p> <p>⑤ <u>提供された情報等の真実性を検討するため、現地検証の実施を無条件にかつ随時受け入れること。</u></p> <p>⑥ <u>約束を撤回しようとする場合には、事前に申し出ること。</u></p> <p>⑦ <u>不当廉売の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に貨物の価格を修正する旨の約束の申出がなされた場合にあっては、以下に例示する事項。</u></p> <p>イ <u>本邦の産業の損害が除去される価格が提示されること。</u></p> <p>ロ <u>調査に係る貨物の価格が変動する場合には、本邦の産業の損害が除去される形で約束価格も連動させること及び当該価格の検証可能な算出方法が併せて提示されること。</u></p> <p>ハ <u>顧客に対する便益（割引等）が与えられた場合においても、約束価格が維持されること。</u></p> <p>三 <u>調査に係る貨物の日本向け輸出についての輸出取引に関する情報が定期的に提出されること。</u></p> <p>三 当該約束の申出をした輸出者が当該約束の履行に関連する情報の提供又は関連資料の確認<u>その他約束の履行に際して必要と認められる事項を拒否した場合には、当該約束の違反があったものとみなされる旨の規定。</u></p> <p>四 <u>日本国政府が約束の違反がなされたか否かの判断を独自に行うことを認める旨の規定。</u></p>	<p><u>第8条第20項各号に掲げる事情の変更があると認められた場合（法第7条第28項の規定において準用する同条第21項若しくは法第8条第31項の規定において準用する同条第24項の規定により新たに約束が受諾される場合を除く。）</u>におけるこれらの調査が完了する日、その他の当該約束が効力を失った日のいずれか早い日が、当該約束の受諾の日から5年以内の当該約束で定める日を経過する日より前である場合、本約束は、当該いずれか早い日に効力を失う旨の規定</p> <p>二 当該約束の履行に関連する情報の提供、関連資料の確認<u>及びこれらの手続に関する規定</u></p> <p>三 当該約束の申出をした供給国の当局又は輸出者が当該約束の履行に関連する情報の提供又は関連資料の確認を拒否した場合には、当該約束の違反があったものとみなされる旨の規定</p>
<p>(2) 約束に際しては、次の手続に従う。</p>	<p>(2) 約束に際しては、次の手続に従う。</p>	<p>(2) 約束に際しては、次の手続に従う。</p>

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

<p>一 約束（法第7条第9項前段（同条第15項前段、第21項及び第25項において準用する場合を含む。）に規定する約束をいう。）の申出は、重要事実の開示の日の10日後までに行うものとする。</p> <p>二 約束に際しては、<u>政令第4条第1項</u>に規定する申請者に対し、意見を表明する機会を与えるものとする。</p>	<p>一 約束（法第8条第8項前段（同条第14項前段、第24項及び第28項において準用する場合を含む。）に規定する約束をいう。）の申出は、重要事実の開示の日の10日後までに行うものとする。</p> <p>二 約束に際しては、<u>政令第7条第1項</u>に規定する申請者に対し、意見を表明する機会を与えるものとする。</p>	<p>一 約束（<u>法第7条第9項前段（同条第15項前段、第21項及び第25項において準用する場合を含む。）又は法第8条第8項前段（同条第14項前段、第24項及び第28項において準用する場合を含む。）</u>に規定する約束をいう。）の申出は、重要事実の開示の日の10日後までに行うものとする。</p> <p>二 約束に際しては、<u>相殺関税政令第4条第1項又は不当廉売関税政令第7条第1項</u>に規定する申請者に対し、意見を表明する機会を与えるものとする。</p>
<p><u>（3）11（1）に定める事項のいずれかが規定されている約束の申出がなされた場合であっても、次のいずれかに該当する場合には、当該申出を拒否することができる。</u></p> <p>二 約束履行が疑わしいと判断される客観的事情が存在する場合</p> <p>三 約束の遵守状況の監視が困難になると判断される客観的事情が存在する場合</p> <p>三 その他約束の受諾が不適切と考えられる場合</p>	<p><u>（3）14（1）に定める事項のいずれかが規定されている約束の申出がなされた場合であっても、次のいずれかに該当する場合には、当該申出を拒否することができる。</u></p> <p>二 約束履行が疑わしいと判断される客観的事情が存在する場合</p> <p>三 約束の遵守状況の監視が困難になると判断される客観的事情が存在する場合</p> <p>三 その他約束の受諾が不適切と考えられる場合</p>	<p><u>（3）次の各号のいずれかに該当する場合には、約束の申出を拒否することができる。</u></p> <p>二 <u>国内産業の損害が除去され得る最低価格が輸出者より提示されない場合</u></p> <p>三 <u>国内産業の損害が除去され得る措置が補助金の交付を行った輸出国における政府より提示されない場合</u></p> <p>三 <u>輸出者の約束履行が疑わしいと判断される合理的理由が存在する場合</u></p> <p>四 <u>約束の遵守状況の監視が困難になると判断される客観的事情が存在する場合</u></p> <p>五 <u>その他約束の受諾が不適切と考えられる上記に準ずる客観的な事由がある場合</u></p>
<p><u>（4）約束を受諾した場合においても、原則として調査を継続することとする。</u></p>	<p><u>（4）約束を受諾した場合においても、原則として調査を継続することとする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（5）約束に違反した事実があったと判断した場合の対応については、次のとおりとする。</u></p> <p>一 調査が完了していない場合には、その時点における最大限の入手可能な情報により直ちに暫定措置をとるとともに、速やかに調査を完了させ、法第7条第1項の規定により相殺関税を課することができる。</p> <p>二 調査が完了している場合には、直ちに法第7条第1項の規定により相殺関税を課することができる。</p>	<p><u>（5）約束に違反した事実があったと判断した場合の対応については、次のとおりとする。</u></p> <p>一 調査が完了していない場合には、その時点における最大限の入手可能な情報により直ちに暫定措置をとるとともに、速やかに調査を完了させ、法第8条第1項の規定により不当廉売関税を課することができる。</p> <p>二 調査が完了している場合には、直ちに法第8条第1項の規定により不当廉売関税を課することができる。</p>	<p><u>（4）約束に違反した事実があったと判断した場合の対応については、次のとおりとする。</u></p> <p>一 調査が完了していない場合には、その時点における最大限の入手可能な情報により直ちに<u>法第7条第10項又は法第8条第9項の規定による暫定措置</u>をとるとともに、速やかに調査を完了させ、<u>法第7条第1項又は法第8条第1項の規定により相殺関税又は不当廉売関税</u>を課することができる。</p> <p>二 調査が完了している場合には、直ちに<u>法第7条第1項又は法第8条第1項の規定により相殺関税又は不当廉売関税</u>を課することができる。</p>
<p><u>12. 重要事実の開示（政令第12条）</u></p> <p><u>重要事実の開示において、必要があると認める場合には、当該重要事実の内容に直接関係するものに限り、回答期限を定めて、政令第7条第2項の規定による証拠の提出を求める。</u></p>	<p><u>15. 重要事実の開示（政令第15条）</u></p> <p><u>重要事実の開示において、必要があると認める場合には、当該重要事実の内容に直接関係するものに限り、回答期限を定めて、政令第10条第2項又は第10条の2第2項の規定による証拠の提出を求める。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>（削除）</p>	<p><u>16. 新規供給者とならない者（政令第6条）</u></p> <p><u>政令第6条各号に規定する支配とは、我が国の会計原則に基づく次のいずれかに該当する場合をいう。</u></p> <p>一 （変更なし）</p> <p>二 <u>他の会社等の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合</u></p> <p>① <u>自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。</u></p>	<p><u>7. 新規供給者とならない者（不当廉売関税政令第6条）</u></p> <p><u>不当廉売関税政令第6条各号に規定する「支配」とは、我が国の会計原則に基づく次のいずれかに該当する場合をいう。</u></p> <p>二 <u>他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合</u></p> <p>三 <u>他の会社等の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合</u></p> <p>① <u>自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること</u></p>

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

	<p>② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。</p> <p>③ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。</p> <p>④ 他の会社等の資金調達額の総額の過半について融資を行っていること。</p> <p>⑤ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。</p> <p>三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている場合であって、かつ、<u>16.</u> 二の②から⑤までのいずれかの要件に該当する場合</p>	<p>② <u>役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること</u></p> <p>③ <u>他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること</u></p> <p>④ <u>他の会社等の資金調達額の総額の過半について融資を行っていること</u></p> <p>⑤ <u>その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること</u></p> <p>三 <u>自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている場合であって、かつ、上記二の②から⑤までのいずれかの要件に該当する場合</u></p>
--	--	--